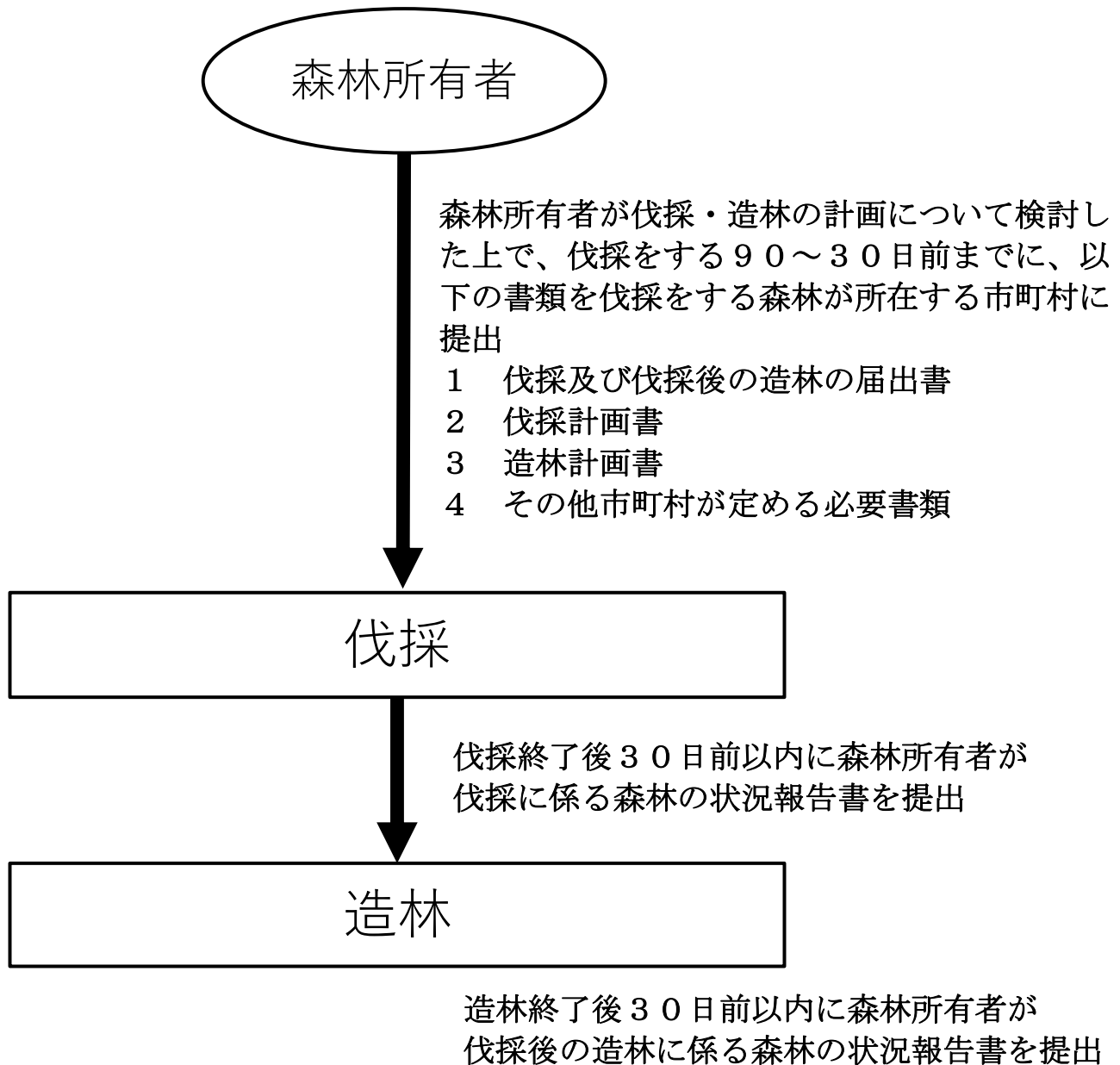


# 森林所有者が立木を伐採する場合（主伐）



※伐採または造林の作業を委託する場合でも、森林所有者による届出が必要

※間伐の場合は「造林計画書」及び「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出は不要です。

※届出書を提出をせず伐採した場合や報告書を提出しないまたは虚偽の報告には、森林法による罰則規定があります。

**届出書の提出をせず立木の伐採をした者→百万円以下の罰金  
報告をせず、又は虚偽の報告をした者→三十万円以下の罰金**